

鳥取県産業振興条例調査特別委員会資料 (H23. 11. 14)

1	鳥取県産業振興条例の委員長修正案	1
2	鳥取県民主商工会連合会からの意見	4
3	錦織委員からの意見	28
4	会計管理者からの意見	35
5	10月11日に開催した委員会における 執行部・委員からの意見	36
6	森委員からの意見	38
7	鳥取県産業振興条例案（付議案）	39
8	パブリックコメントの手法について（委員長案）	41
9	パブリックコメント用のチラシ	42
10	意見募集先の団体	44

鳥取県産業振興条例の委員長修正案

修正後	修正前
(目的) 第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県、事業者及び支援団体の責務、大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。 2 略 3 この条例において「大学等」とは、県内に所在する大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。 4 この条例において「地産地消」とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内で消費することをいう。 5 この条例において「ブランド」とは、他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。 6 略	(定義) 第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。 2 略 3 この条例において「大学等」とは、大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。
(基本理念) 第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。 (4) 略	(基本理念) 第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の協力により推進されること。 (4) 略
(事業者等の役割) 第5条 略 2及び3 略	(事業者等の責務) 第5条 略 2及び3 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 地産地消の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。

(7)及び(8) 略

(9) 事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。

(10)～(12) 略

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を講ずる場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2及び3 略

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 地産地消（県内において生産された農林水産物、加工物等を県内で消費することをいう。）の促進を図ること。

(7)及び(8) 略

(9) 事業者の商品等におけるブランド（他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。）の創出を図ること。

(10)～(12) 略

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を実施する場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行なうことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2及び3 略

【修正内容の説明】

- 1 第1条及び第5条見出しについて
委員会での議論を踏まえ、事業者等にとって「責務」が重たいことから、見出しを「責務」から「役割」に修正した。(第5条見出し)
それに伴い、目的規定を修正した。(第1条)
- 2 第2条第4項及び第5項並びに第8条第1項第6号及び第9号について
委員会での議論を踏まえ、地産地消の促進に当たり、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品で公益に寄与するもの等に重点をおく旨明示した。(第8条第1項第6号)
それに伴い、定義規定を見直した。(第2条第4項及び第5項並びに第8条第1項第9号)
なお、「地産地消」の定義については、「県外において当該農林水産物を主たる原材料として生産された加工品」を対象に加えた。(第2条第4項)
- 3 第2条第1項及び第3項、第3条第3号、第8条第2項並びに第9条第1項について
執行部及び委員の意見に基づいて条例中の他の規定との整合を図るため修正したほか、送り仮名及び接続語の誤りを修正した。

鳥取県産業振興条例に関する意見

団体名：鳥取県民主商工会連合会

担当者：事務局長 川本善孝

電話：0857(24)5191

2010年6月18日閣議決定された中小企業憲章では、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。」「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の承継に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を探り、地域社会の安定をもたらす。」として、中小業者が地域経済の中心的役割を果たしていることを明らかにしている。一方で、中小企業は資金・人材等の制約のため、外的変化に弱く、不公平取引を強要されてきた経緯があり、「大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた」と述べている。

このように、地域経済の振興には中小企業（家族経営を含む）の力が不可欠であり、大企業偏重の価値観を改める必要がある。これをふまえ、鳥取県の産業振興条例（案）をみると、中小企業に焦点を当てたものになっていない。このままでは、従来どおりの「大企業に重きを置く価値観」のままで産業振興が取り組まれる恐れがあり、現状から脱することができない。産業振興条例には、中小企業の役割と中小企業に焦点を当てた取り組みを行うことを明確にすべきである。加えて、誘致企業である三洋CEに見られるように、大企業は自らの経済活動のために、地域社会への影響を無視して、リストラ・撤退等を行うことが顕著であり、地域社会にとって悪影響を及ぼす存在となっている。よって、大企業に対しては、地域社会への貢献や経済ルールを守るよう規制を設けることを検討すべきである。

さて、これをふまえて鳥取県産業振興条例（案）について具体的な意見を述べる。

【前文について】

「関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、・・・強い競争力を有する安定的な事業者へと発展していくことが不可欠である。」と従来の大企業偏重の価値観に基づいた考えが強い。これを否定するものではないが、中小企業とくに従業員5人以下や家族経営の生業を行う者たちは、自らが住む地元周辺を経済活動の場としており、広域経済圏への進出や競争力・効率化とは一線を画す者である。これらの者たちの産業振興を図るため、「中小企業は県経済の中心であること」を明らかにすること、「経済・社会の広域化、競争力の激化により、厳しい事業活動を強いられていること」「地域活性化が中小企業の事業拡大につながり、地域経済発展につながること」を付け加えるべきである。

【第2条（定義）について】

県条例案は、大企業から零細事業者まですべてを「事業者」という一括りで定義して

いるが、大企業と中小企業では立場も対応する施策もまるで違う。よって、少なくとも、大企業、中小企業を分けて定義する必要がある。更にいうなら、各種法令に規定されるように、大企業者、中小企業者、小規模企業者、特定連鎖化事業、大型店、農業者、漁業者、観光事業者など、それぞれ性格の違う者たちに区別して定義することが必要である。

【第5条（事業者の定義）について】

事業者の定義は、第2条（定義）で区別された者それぞれに対して、定義する必要がある。大企業、特定連鎖化事業者、大型店等については、地域の経済団体に加入し、地域社会への責任を自覚し、中小企業との共存共栄を図ることを付け加えるべきである。

【第6条（大学等の役割）、第7条（県民の役割）】

条例案では大学等及び県民は、「県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする」とあるが、大学等及び県民は、人格を持つ独立した存在として、地域経済振興が自らの生活・事業に対する寄与を理解して、自主的にさまざまな形で経済振興に取り組むべきであり、「県の施策に協力する」というような限定的な表現を用いるべきでない。自主性を尊重した「経済振興に協力するよう努める」というような表現に書き換えるべきである。

【第8条（基本方針）について】

中小企業施策を取り組むにあたり、中小企業の現状把握は必要不可欠である。中小企業の調査・研究に取り組むことを付け加えること。（4）資金供給の円滑化、（5）受注機会の増大については、中小企業に対する支援を明確にすること。地域内循環型経済を目指す方向を加えること。大企業、大型店等については社会的責任を明確化し、無秩序な出店・撤退の規制や不公平取引の強要を排除することを付け加えること。その他、農林漁業、観光業について個別に規定すること。

以上

【添付資料】

- 1、「中小企業憲章」（2010年6月18日、閣議決定）----- 1枚
- 2、「千葉県中小企業の振興に関する条例」----- 1枚
- 3、「吹田市産業振興条例」----- 3枚

「中小企業憲章」について

〔平成 22年 6月 18日
閣議決定〕

「中小企業憲章」を別紙のとおり定める。

中小企業憲章

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えしていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済やくらしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を探り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど多くの困難に晒してきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成された。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努

力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に發揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配意する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を發揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができる、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不斷に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の眞の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人へ

の依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし發揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

千葉県中小企業の振興に関する条例

条文と解説

千葉県の中小企業は、県内企業の大多数を占めており、様々な経済的・社会的環境の変化に応じた多様な事業活動を通じて、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきた。

本県の持続的な発展を確固たるものにするためには、こうした中小企業の役割と重要性を県、市町村、事業者、経済団体、大学、そしてすべての県民が認識し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、県を挙げて中小企業を育していく体制を築いていくことが何より重要である。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化を遂げつつある。経済のグローバル化は、国際的にも、国内的にも、厳しい企業間競争をもたらした。加えて、急速な少子高齢化の進展、そしてこれに続く人口減少時代の到来は、消費の減少を招き、中小企業の事業活動を一層厳しいものにするおそれがある。そのため、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念される。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、厳しい変化を乗り越えるための果敢な挑戦に取り組む中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを早急に進めることが必要である。また、中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要である。

こうした取組により生まれる元気な中小企業は、豊かで住みやすい千葉県づくりの原動力になるものと確信し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、ここに千葉県中小企業の振興に関する条例を制定する。

【趣旨】

中小企業の振興に関する基本的な条例として、中小企業が本県経済で果たしている役割やその重要性、県の中小企業振興に対する姿勢など、条例全体の考え方を明示するために前文をおきます。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例制定の趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定しています。

条例の直接的な目的は、中小企業の振興を図ることにありますが、究極の目的は県経済全体の発展、県民生活の向上にあります。

中小企業の果たす役割とは

- ・県経済の発展の基盤
- ・多様な雇用の場の提供
- ・地域住民の生活を支える、また、まちづくりの中核などがあります。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 産学官民の連携 事業者、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関その他の研究機関をいう。以下同じ。）、国、県若しくは市町村又は経済団体その他の団体若しくは県民がそれぞれ有機的に連携することをいう。
- 三 地域づくり 地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で、又は連携して、地域の課題を解決し、又は地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動をいう。

【趣旨】

本条は、「中小企業者」、「産学官民の連携」、「地域づくり」について、本条例中の定義を規定しています。

第一号は、「中小企業者」を定義しています。引用している中小企業基本法第2条第1項は次の通りです。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二号は、「産学官民の連携」を定義しています。本条例では、産学官民が連携して中小企業を育てるということを重視しています。

「大学共同利用機関」は、全国に18設置されている研究機関であり、県内にはメディア教育開発センター（千葉市美浜区）、国立歴史民俗博物館（佐倉市）があります。

「その他の研究機関」は、かずさDNA研究所などが想定されます。

第三号は「地域づくり」を定義しています。「地域づくり」は、本条例の理念にも関係するキーワードの一つです。

商店街活性化の事業等で使用される「まちづくり」よりも広域にわたるものも含み参加者においても広範な概念としています。

「地域の課題」は、事業に関するものに限らず、中小企業者が取り組むことが可能な、防犯、防災、文化の継承、教育（キャリア教育への協力等）など幅広く想定しています。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、経済的・社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

【趣旨】

本条は、条例全体にわたる中小企業振興の基本的な考え方を規定します。

第一項では、中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を促進するような取組が重要であることを規定しています。例えば、中小企業が経済的・社会的な環境の変化に対応して成長発展するため、経営革新などに果敢に挑戦していく環境づくりを進めることとなります。

第二項では、人口減少、高齢化等で市場の縮小が危惧される中にあっては、中小企業の振興は、中小企業への施策に加え、市場を拡大すること、すなわち地域の活性化に向けた取組が重要であり、このような取組との相乗効果が得られるように施策を進めていくことを理念として規定しています。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、中小企業振興に関する県の責務を規定しています。本条例における県の役割を「責務」として、他の主体よりも強い位置付けにしています。

(中小企業者等の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に対応して、
自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

2 事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織（以下「共同化のための組織」という。）は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業の振興については、理念にもあるとおり、中小企業者自身の自主的な努力がまず必要であり、そのことを明確にするため、本規定をおいています。

第一項は中小企業の自主的な努力が必要であることを規定しています。

第二項の「共同化のための組織」は、事業協同組合等や商店街振興組合など中小企業を構成員とする団体を想定しています。これらの団体には、中小企業と同様の努力を求めるものです。

第三項では、中小企業者、共同化のための組織ともに地域づくりに取り組むこと、県の施策の実施に協力することを規定しています。中小企業者自らの「中小企業の振興に関する施策の実施について協力」とは、県が行うさまざまな中小企業振興施策への協力であって、中には学校等がキャリア教育の一環として行う職場体験活動や、社会人講師を活用した授業への協力なども含まれます。

(中小企業に関する団体等の役割)

- 第六条 中小企業に関する団体（共同化のための組織を除く。）は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。
- 2 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるもの（大企業者（中小企業者以外の会社又は個人であって事業を営むものをいう。次条において同じ。）及び大学等を除く。）は、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業と関係のある団体の役割を規定しています。団体には、中小企業の振興が、その団体の主な目的であるものと、中小企業の振興が主な目的ではないものの、中小企業と関係のあるものがあり、それぞれの役割を規定しています。

第一項の「中小企業に関する団体（共同化のための組織を除く。）」としては、商工会、商工会議所、中小企業支援センターなどが対象となります。このような団体は、その本来の目的に積極的に取り組むべきことを規定しています。

第二項の「中小企業と関係あるもの」とは、中小企業の振興だけがその団体の主な目的ではないものの、振興に携わっているような団体を指します。これらの団体にもこの条例の理念にのっとり県が行う中小企業振興施策の実施に協力を求めます。

団体としては、各種経済団体、政府系金融機関、日本貿易振興機構、中小企業支援を行うNPOなど幅広く対象となります。

(大企業者の役割)

第七条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、大企業者の役割を規定しています。大企業者は、中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、地域づくりや、中小企業振興に一定の役割を求めるものです。

具体的な対象としては、金融機関や京葉地域に立地する大企業、大型店を運営する大企業等が想定されます。

ここでの地域づくりの具体的な内容としては、

中小企業と連携した新製品や新技術の開発

地域住民の雇用

防犯や防災、景観形成への協力

大型店の商店街のイベントへの参加

などが想定されます。

(大学等の役割)

第八条 大学等は、その人材の育成並びに研究及びその成果の普及が中小企業の振興に資するものであることにかんがみ、自主的に地域づくりに取り組む場合には、基本理念にのっとり、これを行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、大学等の役割を規定しています。

大学における人材の育成や研究、成果の普及などは、中小企業の振興に資するものであることから、大学が自主的に地域づくりに取り組む場合にあっては、基本理念にのっとって行うこと期待するものです。

(県民の理解と協力)

第九条 県民は、中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の理解と協力について規定するものです。

一般の県民に、県経済にとっての中小企業の重要性や県が中小企業振興を進めることについて理解を求めるものです。中小企業振興に関し特定の業務などを義務付けるものではありませんが、地域づくりなどでの参加・協力を期待するものです。

(市町村への協力)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策に対する県の協力を規定するものです。

市町村は、県と同じ自治体として対等な関係にあり、県同様に中小企業振興のための条例を制定することが可能であることから、県条例では市町村の「役割」を規定するのではなく、市町村が主体的に進める中小企業の振興施策に関して、県が協力に努めることを規定しています。

なお、中小企業基本法第6条では、地方公共団体の責務として次のとおり規定しており、市町村による中小企業振興に向けた取組が行われることを予定しています。

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

- 第十一条 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 中小企業の振興に関する基本的方向
 - 二 中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策
 - 三 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聞くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。
- 5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条例の理念に基づく中小企業振興を実行に移していくため、中小企業の振興に関する基本的な方針を定めることとその手続きを規定しています。

第一項では、基本方針を定めることを、知事に義務付けています。
第二項は、基本方針で定めるべき事項を規定しています。
第三項、第四項、第五項は、基本方針を策定、変更する際の手続を規定しています。
「広く県民の意見を求める」方法としては、パブリックコメントを想定しています。
「公表」については、この基本方針は、なるべく多くの方に知っていただく必要がありますので、方法として、県のホームページへの掲載、県内各地の県民センターでの閲覧などが考えられますが、それ以外にもパンフレットの作成、説明会の実施などに取り組む必要があると考えています。

(創業等への意欲的な取組の促進)

第十二条 県は、経済的・社会的環境の変化に即応した、創業及び中小企業者の経営の革新その他の経営の向上への意欲的な取組を促進するため、経営に関する情報の提供、技術力の向上に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

第十二条から第十六条までは、中小企業振興の基本的方向として、県が取り組む中小企業の振興についての長期的な視点を規定しています。

本条は、中小企業の意欲的な挑戦を促進するような施策を実施していくべきことを規定しています。

「経営に関する情報の提供」については、経済、産業情報のメールによる配信や制度融資についてのパンフレットでの広報など幅広く想定されます。

「技術力の向上に関する支援」については、東葛テクノプラザでの入居企業への技術的支援、産業支援技術研究所での技術者の養成などがあります。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、融資制度（開業・育成資金）、経営革新計画承認企業（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定に基づき策定し、知事の承認を得た経営革新計画の実施を進めている企業）への各種支援等があります。

(連携の促進)

第十三条 県は、产学研官民の連携が中小企業の新たな事業の創出、技術力の強化等に資することにかんがみ、中小企業を中心とした产学研官民の連携の促進を図るために、関係者の交流の機会の提供、共同研究の実施への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の連携を促進する施策を実施していくことを規定しています。

連携の促進は、連携の契機づくりから連携による成果である商品の販売促進まで一貫した支援を行うことで連携を促進するものです。新商品の開発のための連携や販路開拓を行うための連携などの取組を支援することも含むものです。

「交流の機会の提供」としては、ものづくり分野でのネットワーク構築、まちづくりに取り組む協議会組織の体制作り支援など、「共同研究の実施への支援」としては、東葛テクノプラザによる共同研究の支援（施設・設備利用、技術的支援など）などがあります。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、異分野の中小企業等の連携による開発の支援（市場化）等があります。

(経営基盤の強化の促進)

第十四条 県は、経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の事情にかんがみ、その経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の経営基盤を強化する施策を実施していくことを規定しています。経営資源は、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源を指します。経営基盤は、この経営資源の確保だけではなく、地域づくりなどにより、中小企業の経営環境を整えることが含まれる概念です。

経営資源の確保、充実は、経営基盤の強化につながる大きな要素となります。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、技術力向上に関する支援等です。

(人材の確保及び育成の支援)

第十五条 県は、中小企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の人材確保や人材育成を支援する施策を実施していくことを規定しています。

第一項の「その他の必要な施策」として想定されるものは、就業環境の整備を進める施策（メンタルヘルス対策、ワーク・ライフ・バランスの推進など）などになります。

第二項の「勤労観」と「職業観」については、若干内容を異にしますが、勤労観は労働そのものの意義に関するもので、職業観はこれを踏まえ、自分の適性などを考慮した職業の選択などに関するものと解しています。

(地域づくりによる地域の活性化の促進)

第十六条 県は、中小企業の経営の向上及び改善に相乗的に効果を發揮するような地域づくりによる地域の活性化を促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創出の支援、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、地域づくりのための施策を実施していくことを規定しています。

「地域の資源を活用した新たな事業」や「商店街の活性化を図る事業」は、これ自体が、地域の活性化と中小企業の活性化の相乗効果を図った内容のものであり、これらの事業を支援し、相乗効果を生み出すものです。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、大型店の地域づくりへの参加の促進、商店街活動の核となる人材の育成などがあります。

(中小企業振興施策の公表等)

第十七条 知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聞くものとする。

3 県は、前項の規定により聴取した意見を考慮して、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとする。

【趣旨】

毎年、実施した中小企業の振興施策について、これを公表し、中小企業等から意見を聞き、以降の施策に活かそうというものです。

第一項の「主たる施策」については、アクションプランで定める中小企業施策を想定しています。この実施結果についてとりまとめ、県ホームページへの掲載、各県民センターでの閲覧などを行います。

(施策実施上の配慮)

第十八条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

県が、中小企業の経営に負担を及ぼすような施策・事業を行う際に中小企業への配慮に努めることを規定するものです。「配慮」の内容については、施策ごとに異なりますので、規定はしませんが、施策・事業の目的を後退させるような内容の配慮を行うものではありません。

(受注機会の確保)

第十九条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

【趣旨】

官公需対策については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第七条の規定を受け、県において「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」を作成し、実施していますが、中小企業振興の条例の策定にあたり、特に明示するものです。中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではありません。

【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律】

(地方公共団体の施策)

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(調査及び研究)

第二十条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

【趣旨】

効果的な中小企業振興施策を実施していくには、県内の中小企業の現状や抱えている課題が何であるか、また課題の解決のための手法としてどのようなことが考えられるのか、このようなことを調査研究することが必要であり、念のため、明らかにしたものです。なお、この中には、中小企業と県との意見交換なども含むものです。

(財政上の措置)

第二十一条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

第四条に規定する県の責務を果たすため、具体的な事業の実施に不可欠な財政上の措置を講じることを念のため、明らかにしたものです。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

※施行日：平成19年3月16日

吹田市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業（サービス業に属する事業を含む。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
- (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策（以下「産業施策」という。）を行うことにより推進されなければならない。

2 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。

3 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

- (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
- (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。
- (6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事

業の推進を図ること。

- (7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。
- (8) 産業を担う人材の育成を図ること。
- (9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。
- (10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者（特定連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を含む。）は、商店会（当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等をいう。以下同じ。）へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよう指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(会議の開催等)

第9条 市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。

2 市長は、産業施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

1、前文について

- ① 鳥取県の産業、地域の特性を入れ込んだらどうか。(参考=山口県ふるさと産業振興条例)
- ② 中小企業や小規模事業者と、大企業、農林水産業がひとくくりにされているが、ここでは本県の圧倒的多数を占める中小企業を地域経済の中心的役割に位置付けることを明記すべき。
- ③ 4行目・・・幕開けをにらみつつ、地元中小零細業者が本県の伝統と文化の中で育ったすぐれた地域の人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等を生かしながら、事業者がその能力を最大限に發揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。地域循環型経済を発展させ持続していくことが不可欠である。

そのためには、県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民は地域経済の持続的発展においてますます増大する事業者の役割を認識し、事業者が事業活動を円滑に行えるよう緊密に連携協力しながら、これを支援することが重要である。以下略

2、第2条（定義）

- ① 「事業者」がひとくくりになっているのは、やはりわかりにくい。それを別に定義してはどうか。(参考=吹田市産業振興条例)
- ② 「地産地消」について明確にする→ 県内で採れた原材料を加工、製造等して県内で消費するもの。(県産ブランド・県産品とは別扱いにすることが重要)

3、第3条（基本理念）

県・市町村・支援団体・大学等、金融機関及び県民はそれぞれ（責務）であったり（役割）、（協力）と位置付けが違うことや、前文11行目に連携協力しながらの記述と同じにする方がよいのではないか。

↓

(3) 県・市町村・支援団体・大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。

4、第5条（事業者等の責務）

- ① 大企業は雇用数も多く、地域社会に与える影響が大きいことから別の項での記述が必要。たとえば

大企業・大型店等は中小企業者との共存共栄を図るとともに、無秩序な出・撤退をやめ、下請事業者との公正な取引を図ること。また雇用の促進及び継続、人材の育成を図ること。

- ② 3項は削除

5、第6条（大学等の役割）

大学は学問の府であり、学問を究めることが一義的に求められるものであるから、下記のように訂正。

2行目後半…県が行う産業の振興に自立的にする施策に協力するよう努めるものとする。

6、第7条（県民の協力）

県民は、産業の振興が自らの生活の安定及び向上に寄与するものであることを理解し県が行

う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。ことについて理解を深めるとともに、自ら進んで地産地消の推進に積極的に協力する。

7、第8条（基本方針）

- ① 以下の項目を入れる
 - a、鳥取県の地理的環境を生かした自然再生エネルギー施策の推進。
 - b、観光の振興と農山漁村との交流等の取り組みの促進で、事業者と県民との相互理解の推進。
 - c、中小企業の調査・研究をすること。
 - d、中小企業の製造・開発・販売を支える仕組みを作る。
- ② (9) ブランドの創出を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承発展を図ること。
- ③ 農商工連携」をいれこんだらどうか。
- ④ 2項は実績を重視しているようだが、条例の対象を第2条で位置付けているので、削除したほうがよいのではないか。

8、第9条（県の予算執行上の配慮）

2項は削除する。

以 上

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業（サービス業に属する事業を含む。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
- (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策（以下「産業施策」という。）を行うことにより推進されなければならない。

2. 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。

3. 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

- (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
- (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。
- (6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。

- (7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。
- (8) 産業を担う人材の育成を図ること。
- (9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。
- (10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者（特定連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を含む。）は、商店会（当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等をいう。以下同じ。）へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。
- 5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよう指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、事業者の自ら努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(会議の開催等)

山口県ふるさと産業振興条例

平成20年12月24日公布・施行
山口県条例第51号

山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれるとともに、長年にわたり培われてきた歴史と文化が存在していることから、地域の特性を生かした農林水産業や中小の事業者による多彩な商工業が営まれる一方で、瀬戸内海沿岸地域を中心に、基礎素材型及び加工組立型の産業の集積が見られる。

このような様々な産業の事業者は、地域に根ざした経済活動を行うことによって、優れた生産物、製品等を産出し、県民の衣食住を支えるとともに、雇用及び所得の確保など地域経済の維持に貢献し、本県発展の礎として大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、経済のグローバル化、国民の価値観の多様化、少子・高齢化の進行等によって地域間の競争が激化しており、地域の活力への影響が懸念されている。

こうした時代にあって、地域の活力を高めて将来にわたり本県が持続的な発展を遂げるためには、県民がふるさとを愛しはぐくむ意識を持って、ふるさと産業の重要性について理解を深めるとともに、生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスを利用するなどの自発的な取組を進めていくことが重要である。

また、この取組は、安心で安全な県民生活の確保及び食料自給率の向上に資するとともに、生産物及び製品の輸送に伴い排出される二酸化炭素等の削減による地球温暖化の防止等に寄与することからも、推進されるべきものである。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、ふるさと産業の振興に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「県産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品
 - 二 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
 - 三 県内で提供されるサービス
- 3 この条例において「地産地消」とは、県産品等を消費し、又は利用することをいう。
- 4 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又は地産地消の推進を目的とする団体をいう。

(基本理念)

第三条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第五条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。

3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。

4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。

5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、ふるさと産業の振興が県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費し、及び利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、県が実施する地産地消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第七条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 観光の振興、農山漁村との交流等の取組を促進することにより、事業者と県民との相互理解の増進を図ること。

二 ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。

三 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。

- 四 産学公の連携（事業者、大学、県等の相互の連携をいう。）並びに農商工等の連携（農林漁業者と中小の事業者等との相互の連携をいう。）による研究開発及び多様な技術の交流により、県產品等を活用した新商品の開発及び販売先の拡大を図ること。
- 五 ブランド化（地域に存在する資源を活用して物品の付加価値を高め、情報発信力及び競争力の面で優位性を持つことをいう。）を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承及び発展を図ること。
- 六 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。
- 七 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食、学校給食等への利用を促進すること等により、県内で生産され、採取され、又は水揚げされた農林水産物の需要の拡大を図ること。
- 八 需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。
- 九 県内で生産された木材の利用、間伐材その他の未利用の森林資源の利用及び森林バイオマスエネルギー（森林資源から得られるエネルギーをいう。）の利用の促進を図ること。
- 十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県產品等の活用を図ること。

（市町、事業者等に対する支援）

第八条 県は、市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策並びに事業者、関係団体及び県民が行う地産地消に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（広報活動）

第九条 県は、ふるさと産業の振興に資するため、地産地消に対する県民の理解及び関心を深めるための広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十条 県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県産業振興条例の委員長修正案について

会計管理者

少し気づいた点を列記してみました。多くは、表現に関する条例の体裁に関するものです。

第2条の定義規定について

第3項 大学等の定義に「県内に所在する」というような限定が必要ではないでしょうか。

※ 「事業者」「支援団体」はいずれも県内に限定していることの均衡

第8条の基本方針について

第1項の「施策を講ずる」と第2項で引用の「施策を実施する」の表現の整合性をとられる必要がないでしょうか。

第6項ただし書

- ・第2条第4項の定義に「県外において当該農林水産物を主たる原材料として生産された加工品」が追加されたことにより、「県内で生産された」が「農林水産物」にかかるのか、「加工品」にかかるのか不明瞭になりました。
もし「県内で生産された農林水産物を主たる原材料として生産された加工品」の趣旨であるならば、「県内で生産された農林水産物の加工品」→「県内で生産された農林水産物を主たる原材料として生産された加工品」のようにもう少し丁寧に規定する必要があるのではないか。
- ・「公益に寄与する」の「公益」が概念として広すぎるので、この条例の目的にそった表現に工夫される必要があるのではないか。

鳥取県産業振興条例調査特別委員会（平成23年10月11日（火）開催）
における鳥取県産業振興条例案に対する意見について

○ 条文の解釈上の問題

執行部・委員からの意見	条例案における考え方
第2条第1項中「事業活動を行うものをいう」の後に、「農林水産業を行う者」を加えて欲しい。（農林水産部）	農林水産業も「産業」の一つであり各規定に包含されている。
第8条第2項中「県内に農地山林を有して耕作・施業を行っている者」を明示して欲しい。（農林水産部）	後者の意味である。
第4条で「産業の振興に関する施策を総合的に策定」とあるが、プランのようなものを作るという意味か、又は翌年度予算の策定に当たって総合的に整理すればよいという意味か。（統轄監）	支援団体の一般的責務として規定したものであり、支援団体の支援対象を構成員に限定して規定する必要はないものと考える。
第5条第2項で支援団体が事業者を支援することとなっているが、支援団体の構成員になりたくない事業者にも支援することになるが、どうにかならないか。<森委員>	支援団体の一般的責務として規定したものであり、支援団体の支援対象を構成員に限定して規定する必要はないものと考える。
第8条第1項各号は、商工労働部の考え方を網羅しているが、同条第12号に関連して、現行の立地条例では、県外事業者が県内に主たる工場、従たる工場いずれを立地する場合も同様に助成しており、産業振興条例の規定によれば差別化すべきかどうか悩ましいところ。（商工労働部）	第8条第2項の適用で考慮いただければよい。
第8条第1項第12号の企業立地について、三洋などを準県内扱いするのはどうか。<錦織委員>	各分野において、どこまでを配慮の対象とすることかということについては、個別具体に規定することが困難であることから、知事等の裁量に任せているところである。知事等においては、議会での議論やこの条例の目的（雇用と生活の安定）を踏まえて、判断していただきたいと考えている。
第9条第1項について。「過度な財政負担とならない範囲内」とあるが、どう考えるのか悩ましい。（本県では、公共施設で県産材を使用する場合、導入・維持経費込みで3割増し程度が判断基準となっている。）（統轄監）	各分野において、どこまでを配慮の対象とすることかということについては、個別具体に規定することが困難であることから、知事等の裁量に任せているところである。知事等においては、議会での議論やこの条例の目的（雇用と生活の安定）を踏まえて、判断していただきたいと考えている。
第9条第2項について、地域に貢献しているものを判断するのが大変である。（統轄監）	各分野において、どこまでを配慮の対象とすることかということについては、個別具体に規定することが困難であることから、知事等の裁量に任せているところである。知事等においては、議会での議論やこの条例の目的（雇用と生活の安定）を踏まえて、判断していただきたいと考えている。
第9条第1項中「県内の人材、物品等」とあるが「県内の物品等」とは、県内で販売されたものか、生産されたものか、加工されたものの判断がつかない。（県外産の物品を扱っているが雇用が10人ある、県内産の物品を扱っているが雇用が2人しかないという場合どちらを優先するのかという悩みも出てくる。）（会計管理者）	建設工事の基本方針を意識して第9条第2項を規定したところであり、入札や物品調達の各場面において知事等に判断いただければよい。
建設工事の基本方針では、県内企業が優先であり、どうしても県内企業でできない部分を例外的に県外業者に出すこととしているが、一定の貢献・一定の雇用で県内事業者と同様に扱うこととしているこの条例では、県外事業者が入ってくるきっかけになるという懸念があるため、ここは明確にすべきではないか。（県土整備部）	建設工事の基本方針を意識して第9条第2項を規定したところであり、入札や物品調達の各場面において知事等に判断いただければよい。

○ 個別規定のあり方の問題

執行部・委員からの意見	検討すべき内容
第5条は「事業者等の責務」というより「協力」程度がよいのではないか。(統轄監)	第5条見出しの検討
第5条の「事業者等の責務」は、義務的であり、重たいのではないか。<森委員>	
市町村の記述（責務・役割）があってもよいでは。(商工労働部)	市町村・金融機関に関する責務や役割の規定の検討(要否・内容)
市町村・金融機関の責務があつていいのではないか。(農林水産部)	
第8条第1項第6号の地産地消は第一次産業においては考え方を整理した方がよいのではないか。(本県では、県産材といえば県内に生えたものを県産材として扱っており、県内産ラッキョウとは県内で採れ、県内で加工したものといっている。)(統轄監)	第8条第1項第6号の「地産地消」の規定の検討
地産地消について、県産材では県内で生産された材を証明書を発行していることもある。(農林水産部)	
地産地消について、従来どおり県内で採れたものを対象にすべき。<錦織委員>(ただし、学校給食に関しては、市町村が行うことであり、この条例の範疇ではないとの意見あり。<森委員>)	
純然と県内でできたもの、県内で付加価値が付けられたものを優先順位を分けて規定するべきではないか。また、県内に事業所のある会社が県外で作っているものも対象に含めてよいのではないか。<森委員>	
三洋などは、県が大事にしているという姿勢が出せるような規定は必要である。<森委員>	第8条第2項の規定の検討
第9条第1項で「入札制度」は入れなくてもいいのではないか。<錦織委員>	第9条第1項の規定の検討

○ その他

執行部・委員からの意見	今後の考え方
関西広域連合の産業分野に参加した場合、他府県のベンチャー支援でその企業の新商品を関西広域連合で使うこととなった場合、この条例との整合性はどうか。(商工労働部)	現段階では事例が想定されないが、今後必要であれば条例改正等を検討

森雅幹私的意見

① 第5条（事業者等の責務） 責務が重すぎる



（事業者等の協力）ではどうか

事業者は責務だが、それ以外の協力機関は別に条を立てる
かどうかして、協力

② 第9条

県内事業者またはそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい
環境を整備し、および県内の人材、物品等を積極的に活用し、又
は使用するよう配慮するものとする。

県内の人材、規則で定める物品等

規則で第9条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内
事業者以外の事業者が県外で生産しているものでも配慮できるよ
うにする。

（配慮の順位で①県内事業者県内産品②県内事業者県外産品③当
該県内事業者以外の特貢献事業者県外産品）

③ 第9条第2項について

2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認め
る県内事業者以外の事業者またはそれらが参加する事業体につい
て、前項に準じた配慮をすることができるものとする。

貢献を特にしている あいまいであり職員は運用に困りはしない
か？規則委任すべきではないか？

規則に県内雇用人数等規定すればどうか

鳥取県産業振興条例

本県の産業は、近年の社会経済活動における国際化の進展や国内外における競争の激化と流通構造の変化の中で、事業者の経営環境が圧迫され産業の空洞化が危惧されるなど、大変厳しい環境にさらされている。

このような中、本県の経済の発展及び雇用の確保を期するためには、関西経済圏との融合及び環日本海時代の幕開けをにらみつつ、本県の伝統と文化の中で育った優れた地域の人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等を生かしながら、事業者がその能力を最大限に發揮して主体的かつ創造的な事業活動を行うことにより、強い競争力を有する安定した事業者へと成長発展していくことが不可欠である。

そのためには、県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民は、地域経済の持続的発展においてますます増大する事業者の役割を認識し、事業者が事業活動を円滑に行えるよう緊密に連携協力しながら、これを支援することが重要である。

ここに、私達は、一丸となって、すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、事業者が本県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県、事業者及び支援団体の責務、大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設（以下「県内事務所等」という。）を有して事業活動を行なう者をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、県内に主たる事務所を有する商工会議所、商工会連合会、農業協同組合その他特別の法律により設立された組合その他の事業者の事業活動を支援する団体をいう。

3 この条例において「大学等」とは、大学、高等専門学校その他の研究機関をいう。

4 この条例において「物品等」とは、動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。

- (1) 事業者の自主的な事業活動が助長されること。
- (2) 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。
- (3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の協力により推進されること。
- (4) 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、第8条に規定する基本方針を踏まえ、産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業の振興に関する施策を実施する市町村に対し、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。

3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第6条 大学等は、基本理念にのっとり、地域の人材の育成並びに研究の成果の普及及び活用が県内の産業の振興に資するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第7条 県民は、産業の振興が自らの生活の安定及び向上に寄与するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 本県産業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (2) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。
- (3) 事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。
- (4) 事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- (5) 事業者の受注機会の増大を図ること。
- (6) 地産地消（県内において生産された農林水産物、加工物等を県内で消費することをいう。）の促進を図ること。
- (7) 事業者又は大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。
- (8) 事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。
- (9) 事業者の商品等におけるブランド（他の商品等との差別化を行うことにより、市場における競争力が高められる付加価値をいう。）の創出を図ること。
- (10) 事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。
- (11) 産学金官（事業者、大学等、金融機関並びに国、市町村及び県をいう。）の有機的な連携を強化し、技術研究の強化、技術の移転及び研究成果の事業化の促進を図ること。
- (12) 企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。

2 県は、前項の基本方針に基づき事業者に対する施策を実施する場合には、当該事業者が県内に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「県内事業者」という。）であるかどうか及び当該事業者（県内事業者を除く。）が県内事務所等を有して事業活動を行なうことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献をしているかどうかを考慮するものとする。

(県の予算執行上の配慮)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、及び県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体について、前項の規定に準じた配慮をすることができるものとする。

3 知事等は、毎年度、工事（一請負契約につき請負金額が1,000万円以上のものに限る。）、委託業務（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）及び物品等の調達（一契約につき契約金額が500万円以上のものに限る。）における事業者の受注の状況を公表するものとする。

(財政上の措置等)

第10条 県は、産業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、産業の振興のために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

パブリックコメントの手法等について(委員長案)

鳥取県産業振興条例について、広く県民・関係業界の方々の御意見を聞くため、下記のとおりパブリックコメントを実施する。

記

1 パブリックコメントの時期

11月15日（火）から11月30日（水）まで

2 パブリックコメントの方法

- ① 鳥取県議会ホームページ
- ② 県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、各市町村役場窓口での資料配架
- ③ 関係団体、各市町村への意見募集

3 今後の予定

平成23年11月15日～30日まで パブリックコメントの実施
平成23年12月上旬 特別委員会での条例案の検討

鳥取県産業振興条例(修正案)について みなさんのご意見を募集しています

平成23年9月定例会において議員提案されました「鳥取県産業振興条例」について、鳥取県議会では鳥取県産業振興条例調査特別委員会を設置し、これまで審議を重ねてまいりました。

このたび、必要な修正を加えた修正案について、広く県民のみなさまのご意見を頂戴し、よりよい条例となるようさらに審議を尽くしてまいりたいと思いますので、是非ともご意見をお寄せください。

平成23年11月

鳥取県産業振興条例調査特別委員会

委員長 内田博長

条例案の概要

足腰の強い産業を育成することにより、県内経済の発展と県民の雇用確保・生活の向上に資することがこの条例の目的である旨規定されています。

この条例の目的

産業の振興は、事業者の自主的な活動が助長されることや県民の雇用確保・生活の向上に資することなどを基本として行われることが規定されています。

産業振興の基本理念

県の責務、事業者等や大学等の役割や県民のみなさんに協力していただきたいことが規定されています。

各主体の責務・役割・協力

県が産業を振興するための施策を行う上での基本方針(地産地消の促進を図ることなど)が規定されています。また、それらの施策を行う際には、県内事業者であることなどについて考慮することが規定されています。

産業振興施策の基本方針

知事等が工事発注や物品購入を行う際には、県内事業者が入札に参加しやすい環境を整えたり、県内物品等を活用するなどの配慮を求めることが規定されています。

県の予算執行上の配慮

県が産業を振興するための施策を行うため、必要な予算措置を行うことなどが規定されています。

財政上の措置等

施行期日(公布の日)

ご意見の提出方法等に関しては裏面をご覧ください。
また、規定の詳細は別添条例修正案をご覧ください。

ご意見募集期間

- 平成23年11月15日(火)から平成23年11月30日(水)まで
なお、郵送の場合、期間内に到着するようお願いします。

ご意見の提出方法

- 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県民課・県民局・各市町村に備え付けの意見箱への投函のいずれかの方法によりご送付ください。
- 電話によるご意見は、受け付けておりません。
- 様式は自由ですが、紙面で邦文により記載をお願いします。

ご意見の提出・お問合せ先

郵便番号680-8570 鳥取市東町1丁目220
鳥取県議会事務局議事調査課（担当：田中・小川）

電話 0857-26-7480・7882

ファクシミリ 0857-26-7461

E-Mail gikaisoumu@pref.tottori.jp

その他

- いただいたご意見については、鳥取県産業振興条例調査特別委員会の考え方をとりまとめ、後日県議会のホームページで公表します。
- ご意見に対する個別の回答は、いたしかねますので、ご了承ください。
- いただいた内容は、本業務の目的のみに使用し、個人情報については、適正に管理するとともに、公表いたしません。

【県議会ホームページアドレス】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1367>

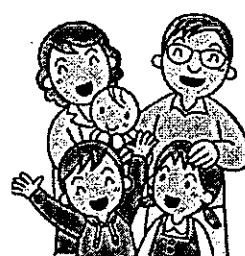
鳥取県議会

検索



ご意見記入欄

こちらへ、ご意見を記入頂き、意見箱への投函いただいても結構です。



鳥取県産業振興条例意見照会の団体名一覧

(23. 11現在)

	団体名	郵便番号	住所	電話番号
1	鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野 1729-5	59-6331
2	鳥取県民生児童委員協議会	同上	同上	同上
3	鳥取県老人クラブ連合会	同上	同上	59-6351
4	鳥取県手をつなぐ育成会	同上	同上	59-6331
5	鳥取県肢体不自由児協会	同上	同上	同上
6	鳥取県子ども家庭育み協会	同上	同上	同上
7	鳥取県老人保健施設協会		米子市上後藤 3-5-1 仁風荘内	0859-24-0007
8	鳥取県各種女性団体協議会		自民党県連内	27-7311
9	鳥取県医師会	680-8585	鳥取市戎町 317	27-5566
10	鳥取県歯科医師会	680-1442	鳥取市吉方温泉 3-751-5	23-2621
11	社福) 鳥取県身体障害者福祉協会	689-0201	鳥取市伏野 2259-17 しらはま交流センター内	59-6123
12	鳥取県漁業協同組合	680-0908	鳥取市賀露町西 4-1806	28-0111
13	社) 境港水産振興協会	684-0034	境港市昭和町無番地 流通会館内	0859-44-6668
14	鳥取県森林組合連合会	680-0947	鳥取市湖山町西 2-413	28-0121
15	鳥取県木材協同組合連合会	680-0022	鳥取市西町 1-118	28-2771
16	鳥取県私立学校協会	680-0055	鳥取市戎町 505-1 鳥取県私学会館内	29-4266
17	鳥取県連合婦人会	680-0846	鳥取市扇町 21 県民ふれあい会館内	21-2292
18	鳥取県農業協同組合中央会	680-0833	鳥取市末広温泉町 723	21-2600
19	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	680-0833	鳥取市末広温泉町 724	27-2733
20	鳥取県信用農業協同組合連合会	680-0833	鳥取市末広温泉町 723	21-2800
21	全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部	680-0833	鳥取市末広温泉町 723	21-2650
22	鳥取県農業信用基金協会	680-0833	鳥取市末広温泉町 723	23-0154
23	鳥取県土地改良事業団体連合会	680-0911	鳥取市千代水 4-37	38-9500
24	鳥取県農業會議	680-8570	鳥取市東町 1-271 県庁第2庁舎8階	26-8371
25	鳥取県商工会議所連合会	680-8566	鳥取市本町 3-102	26-6666
26	鳥取県中小企業団体中央会	680-0845	鳥取市富安町 1-96	26-6671
27	鳥取県商工会連合会	680-0942	鳥取市湖山町東 4-100	31-5555
28	鳥取県信用保証協会	680-0031	鳥取市本町 3 丁目 201	26-6632
29	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合	680-0831	鳥取市栄町 606 まるもビル	22-2464
30	鳥取県建築連合会	682-0021	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 602-7	0858-47-5670
31	鳥取県左官業協同組合	680-0915	鳥取市緑ヶ丘 3-14-1	26-5120
32	鳥取県板金工業組合	680-0915	鳥取市緑ヶ丘 3-14-5	23-7988
33	鳥取県栄養士会	682-0816	倉吉市駄経寺町 212-5 倉吉未来中心 事務局サロン内	0858-23-8140
34	鳥取県建設業協会	680-0022	鳥取市西町 2 丁目 310 番地	24-2281
35	鳥取県経営者協会	680-0031	鳥取県鳥取市本町 3 丁目 201 番地 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル 4F	24-8424
36	鳥取県民主商工会連合会	680-0811	鳥取市西品治 105-26	24-5191
37	日本労働組合総連合会鳥取県連合会	680-0811	鳥取市西品治 806	21-3171
38	各市町村長			